

業務指示書

アジア地域中央アジア・コーカサス・モンゴル・防災分野情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年9月30日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第二課 城水 健 Shiromizu.Tsuyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答： 2015年10月5日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の社員について補強を認めません。

() 協力準備調査の事前に行われた調査参加コンサルタント

のみの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：防災分野に係る各種調査

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、15ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は 名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／防災ガバナンス）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：防災政策に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：中央アジア・コーカサス・モンゴル 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 洪水対策／地滑り対策】

- 1) 類似業務の経験：洪水対策／地滑り対策に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：中央アジア・コーカサス・モンゴル 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年10月9日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- () 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(KZT1 = 0.506 円 , UZS1 = 0.047 円 , KGS1 = 1.871 円 , TJS1 = 19.349 , AZN1 = 115.62 円 , GEL1 = 51.60円 , US\$1 = 121.81 円 , EUR1 = 136.20 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
 - () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
 - () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。条件等は、以下のとおりです。

a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。

b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/防災ガバナンス

洪水対策/地滑り対策

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

4.50 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年10月26日(月)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

アジア地域中央アジア・コーカサス・モンゴル・防災分野情報収集調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配属（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／防災方バナンス	(40.00)	()
ア) 類似業務の経験	16.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	
ウ) 語学力	6.00	
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	
オ) その他学位、資格等	6.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	
(2) 業務従事者の経験・能力：洪水対策／地滑り対策	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第2 業務の目的・内容に関する事項】

1. 業務の背景

中央アジア地域コーカサス地域・モンゴル地域（以下、三地域）は山岳や乾燥地帯（砂漠・ステップ）といった気候及び地形が類似しており、共通する自然災害が多い。そしてこれら自然災害による人的・経済的損害が同地域の開発にとって大きな課題の一つとなっている。また、中央アジア・コーカサスはかつてソ連邦を構成しており、モンゴルも社会主義時代にはソ連の影響を大きく受けていたことから、防災への対応体制や課題が類似している。

一方、日本側の政策として、日本政府は、2015年3月に仙台で開催された第3回国連防災世界会議において、国際社会に対し、日本の知見・技術を共有しながら災害に負けない強靱な社会の構築を支援する方針としての、「仙台防災協カイニシアティブ」を打ち出している。また、防災分野における日本と三地域各々との昨今の外交上の傾向としては、以下、特筆できる。

①中央アジア地域については、2004年、地域協力を促進する目的で「中央アジア＋日本」対話の枠組みが設置されているが、2014年9月に開催された同枠組の外相会合で、日本と中央アジア各国で協力を推進する分野として「防災協力」もその一つとすることが合意されている。

②モンゴル地域については、2013年9月に日本との両国首脳間で署名締結された「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画（2013-2017年）」において、モンゴルの地震リスクの評価、地震防災に関する非常事態庁やウランバートル市災害対策当局等の対応能力の向上のための協力について言及されており、防災協力の中でも特に首都ウランバートルにおける地震対策における支援が合意されている。

③コーカサス地域については、中央アジアやモンゴルのような個別地域や国としての支援方針は設定されていないが、中央アジアに近く、上記のように災害種や社会体制の共通性を持つことから、防災に係るこれまでの知見を取りまとめ、共通課題を明確化することは、一か国では対応が難しい国境を越えた防災分野の課題について、三地域内諸国間の中長期的な防災分野の課題解決のための取組みを促進するためのステップとなりうる。

このような状況を踏まえて、三地域において、各国の防災分野の政策・行政・体制を確認・分析し、共通課題について三地域内諸国間の連携を念頭においた協力の方向性を検討することを目的として、基礎情報収集・確認調査を実施する。

2. 業務の目的

将来的な三地域内諸国間連携を念頭に置き、各国の防災分野の政策・行政・体制、具体的対策（構造物・非構造物）にかかる現状と課題、原因を確認・分析し、課題を取りまとめる。当該地域で発生頻度が高い地震・地滑り（※1）・洪水分野（※2）（以下、対象災害分野）を主な対象とし、地域内諸国間連携の検討に資するよう、防災ガバナンス、各対象災害分野の課題と原因の分析結果に対して具体的解決に向けた方策を提案する。

3. 業務対象地域

本業務の対象国は、カザフスタン、ウズベキスタン、トルクメニスタン、キルギス、タジキスタン（以上、中央アジア 5 か国）、アルメニア、アゼルバイジャン、ジョージア（以上、コーカサス 3 か国）、モンゴルとするが、現地業務対象国は、カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、アゼルバイジャン、ジョージアを想定する。

4. 業務の範囲

「2. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、機構及び当該地域各国関係諸機関と十分な意見交換を行いながら「6. 業務の内容」に述べる業務を実施するとともに、業務の進捗に応じ「7. 成果品等」に記載の報告書を作成する。

5. 実施方針及び留意事項

(1) これまでの協力成果を踏まえた検討

当該地域における防災分野での JICA の協力実績は以下の通り。今後の協力の方向性の検討に当たっては、各事業の協力終了後（実施中の案件については現時点まで）の成果の発現状況と、教訓をレビューし、地域研修等に成果を活用できないか考慮する。また、これら実績の中で、防災体制等にかかる各種の基礎情報が収集されているが、本業務にて大きな変更の有無、及び変更が確認された場合には、その原因、理由を分析する。

<技術協力>

国	プロジェクト名	期間
ウズベキスタン	地すべりモニタリング技術向上支援プロジェクト（技プロ）	2007/10 ~ 2010/10
タジキスタン	ピャンジ河自然災害予防計画（開発調査型技プロ）	2006/03 ~ 2007/12
キルギス	道路防災対応能力強化プロジェクト	未定（詳細計画策定調査実施済み）
カザフスタン	アルマティ市における地震防災及び地震リスク評価に関するモニタリング向上（技プロ）	2000/03 ~ 2003/02
カザフスタン	アルマティ市地震防災対策計画調査（開発調査型技プロ）	2007/08 ~ 2009/06
カザフスタン	非常事態対応・災害リスク軽減センター能力強化（国別研修）	2014/01 ~ 2014/02
アルメニア	地すべり災害対策・管理計画調査（開発調査型技プロ）	2003/08 ~ 2006/02
アルメニア	地震リスク評価・防災計画策定プロジェクト（開発調査型技プロ）	2010/8 ~ 2012/10

アルメニア	地すべり災害対策プロジェクト（技プロ）	2014/06 2017/06	～
モンゴル	ウランバートル市地震防災能力向上プロジェクト（開発調査型技プロ）	2012/02 2013/10	～
中央アジア・コーカサス地域	中央アジア・コーカサス地域総合防災行政（地域別研修）	2010	～

<無償資金協力>

国	プロジェクト名	金額（億円）	開始時期
キルギス	災害対応・リスク評価能力強化及び地域協力対話促進計画	2.04	2013/02 2013/08
キルギス	ビシュケクーオシュ道路雪崩対策計画	N/A	未定（計画準備調査実施済み）
モンゴル	消防機材及び維持修繕作業施設改善計画（2001年度）	7.39	2002/04
モンゴル	ウランバートル都市消火技術及び消防機材改善計画（2011年度）	8.40	2012/04

<有償資金協力>

国	プロジェクト名	金額（億円）	開始時期
キルギス	国際幹線道路改善事業	約120	未定（協力準備調査実施済）

<基礎情報収集・確認調査>

国	プロジェクト名	開始時期
カザフスタン	防災セクター情報収集・確認調査	2013/10 2014/03

(2) 地域間連携

1. 業務の背景に記載の通り、当該地域各国は、気候や地形の点で類似しており、自然災害の共通性が高く、また、かつての社会主義国であったことから防災に対する対応体制や課題が類似している。地域各国の知見や防災の取組を活用した地域間連携の可能性を検討の上、今後の協力の方向性を提案する。

なお、キルギス「災害対応・リスク評価能力強化及び地域協力対話促進計画」では、災害時の地域内諸国間連携協力強化を目的とした関連法規の調和化と中央アジア地域の防災リスク削減（Disaster Risk Reduction: DRR）に係る地域戦略を策定することとなっている。

(3) 現地業務日程の組み方

現地業務対象国のうち、5.(1)の通り、カザフスタンの防災分野については情報収集・確認調査を実施し、比較的新しい情報収集がなされている。よって、カザフスタンの現地業務は中央アジア防災センター構想の進展、地域連携動向等最小限にとどめ、他の現地業務対象国での情報収集を充実させるような現地業務日程を組むこと。

(4) 我が国の比較優位

本業務の実施にあたっては、各対象災害分野における構造物、非構造物対策のうち、「仙台防災協力イニシアティブ」の趣旨に沿って、我が国に比較優位のある対策（民間技術の導入可能性含む）を可能な限り特定し、情報収集を行うこと。

(5) 基礎的な情報収集方法

対象地域各国における制度情報収集にあたっては、資料・文献が十分に整備されていないことも想定されることから、その場合には、広く関係者などから聞き取り調査を行い、その結果を分析に反映させること。なお、現地業務を効率的に行うため、基礎資料の収集など一部業務を現地のコンサルタント・研究機関などに再委託することを認める。ただし、キルギスなど対象国によっては、政府の情報管理方針などから、情報収集が困難な場合もある。その場合はJICAとよく相談し、JICAからレターの発出等、情報収集への働きかけを行う。

(6) 各国データの整理

収集データは、今後データベースとして活用しやすいよう、時系列、国別に整理する。また、三地域内諸国間で比較できるよう、一定面積当たりの被害額や一定人口当たりの行政予算等、一定の単位ごとのデータを抽出する。

(7) キルギスにおける現地業務

キルギスの非常事態省（Ministry of Emergency Situation）は、ビシュケクより飛行機で1時間のオシュが本部の位置づけにある。これまでにビシュケクのMESを訪問した際も、毎回オシュとテレビ会議で接続の上、協議を行っており、ビシュケクのMESで各分野専門家と別々に協議するというのは難しく、全員そろってテレビ会議となる可能性が高い。

地震については研究所がMESとは別の場所にあり、地震に係る情報収集の際には同研究所からも情報収集すること。

(8) 各国リソースの整理

業務対象地域において、他国と比較し、比較優位性を有する分野があればリソースを取りまとめ、カザフスタン政府等による非常事態対応・災害リスク軽減センター構想（※3）での活用や、第三国研修の可能性を検討すること。

※3 カザフスタンはキルギスと災害リスク対応に関する地域協力をすることで意見が一致し、2011年8月に非常事態対応・災害リスク軽減センター（CESDRR）の設立に合意している。現在、キルギス国内における設立承認手続き遅延等により、活動は停止している。

6. 業務の内容

(1) 対象災害

本業務で調査対象とする災害は、以下の通り。

- 1) 地震
- 2) 洪水（フラッシュフラッドも含む）
- 3) 地滑り（大規模な崩壊も含む）
- 4) その他直近5年で被害の多い、または大きかった災害

(2) 当該地域における自然条件及び災害基本情報の収集整理

当該地域における対象災害の事例について、以下の項目を整理する。また、各対象災害分野の構造物・非構造物対策の脆弱性が被害を増加させた要因も併せて分析する。

- 1) 地形地質状況
- 2) 発生履歴
- 3) 頻度
- 4) 災害の規模（被害額、被災人口等）
- 5) 特徴
- 6) 災害発生後の対応（中長期的な復興政策含む）

(3) ドナーの協力事業のレビュー

世界銀行、アジア開発銀行、国連開発計画等のマルチドナー及び日本を含むバイドナー、NGO、その他国際機関の協力について、以下の情報を収集し、比較分析する。

- 1) 援助方針
- 2) 活動実績・現況
 - ① 重点として支援する災害分野の有無・内容
 - ② 各種調査の内容
 - ③ 協力事業の内容（期間、資金、事業実施監理体制、評価）
 - ④ 協力事業の現状・課題
 - ⑤ 地域間連携の方針・実績と課題

(4) 地域内諸国間連携の動向

- 1) 当該地域に共通した災害分野の課題を確認・分析する。
- 2) 当該地域における防災分野の地域間連携の枠組み（多国間行動計画等）について情報収集する。
カザフスタンの中央アジア防災センターの動向や、対象各国に駐在する他ドナー事務所からヒアリングを行い、地域間連携の枠組み、現状について調査を行う。
- 3) 当該地域における防災分野の地域間連携の実績・課題を把握する。

(5) 当該地域各国における防災に係る組織的枠組みの把握

- 1) 防災に係る法制度・技術基準を確認する。
- 2) 防災を担当する行政機関（中央・地方）及び他組織の役割・連携の全体像を把握する。

- 3) 2) について、行政（中央、県、地方）における役割を調査し、その違いを明確化する。
- 4) 2) の所掌、（法制度、国家防災体制、国家防災計画、他機関に対する行政権限含む）、組織体制、予算、人員体制などについて整理する。
- 5) 予算のうち、実際の構造物・非構造物対策に対する予算配分、及び災害後の応急対応に対する予算配分などを把握する。
- 6) 他セクターとの連携による防災主流化¹の取り組み方針を把握する。
- 7) 災害統計の作成状況及び、災害情報・予警報の共有状況を把握する。
- 8) 緊急時支援体制（自治体による災害時連携協定や大規模災害時のカウンターパート方式²等）の有無の把握

(6) 当該地域各国のコミュニティ防災の取組状況・ニーズの把握

(5) 2) を踏まえ、コミュニティ防災に関し、当該地域各国の中央政府及び地方自治体の防災担当機関において、国家・地域レベルの防災政策に基づいた政策、中央・県・地方における行政上の権限の違い、アクションプラン等の存在有無、具体的な内容、予算、実施機関、実施状況などを確認する。カザフスタンを除く、現地業務対象国では、最低1カ所は地方自治体における防災の取組を視察する。

当該各国の地方レベル、コミュニティレベルにおける防災対策の課題を確認する。コミュニティ防災の実施主体（消防、教員、ボランティア組織等）についても調査を行う。

その際には、ジェンダーを含む災害弱者への配慮や防災への参画状況、課題等も併せて確認する。

(7) 当該地域の地震対策の現状と課題の把握

当該地域各国における地震対策の現状と課題を把握する。具体的には以下の項目を調査した上で地震対策分野の課題を整理する。

- 1) 国家レベルの防災政策・開発計画における地震対策の位置づけ
- 2) 地震に係る観測体制
 - ①観測データの種類
 - ②観測機材とそのネットワーク等
- 3) 地震に係るリスクの把握状況
 - ①ハザードマップ整備
 - ②リスク評価実施状況等
- 4) 地震対策の取り組み状況
 - ①建築基準の整備
 - ②耐震補強
 - ③土地利用規制等の建築基準・法整備・建築物の耐震化
 - ④ハザードマップ・リスク評価結果に基づく行政

¹ インフラ事業における災害リスク評価の導入など、他の開発セクターに防災の視点を入れることで、持続性の高い開発を目指す取り組み。

² カウンターパート方式とは、被災自治体に特定の応援自治体を割り当てることにより、責任を持って継続的に応援する方式のこと

- ⑤都市計画等への反映
 - ⑥災害情報伝達プロトコール体制等
 - 5) 避難体制の整備状況
 - ①情報伝達システム
 - ②指示連絡系統
 - ③避難場所の整備
 - ④避難場所の指定状況及び避難所機能（備蓄、非常用電源、災害弱者配慮（子供、女性、老人、障害者）等）
 - ⑤コミュニティレベルの対応能力
 - ⑥NGO との連携状況等
 - 6) 応急対応の体制と課題
 - ①指揮命令体制
 - ②救助部局と災害医療の連携体制等
 - 7) 学術機関（大学等）による現象・観測研究状況、研究レベル等と、これら研究成果の行政における位置付け
 - ①行政による活用
 - ②根拠法など
- (8) 当該地域の洪水対策の現状と課題の把握
- 当該地域各国における洪水対策の現状と課題を把握する。具体的には以下の項目を調査した上で洪水対策分野の課題を整理する。
- 1) 国家レベルの防災政策・開発計画における洪水対策の位置づけ
 - 2) 洪水に係る観測体制
 - ①気象水文観測機材の設置状況とその運用維持管理状況、ネットワーク等
 - ②観測データの種類
 - 3) 洪水に係るリスクの把握状況
 - ①氾濫解析
 - ②ハザードマップ整備状況等
 - 4) 洪水対策の取り組み状況
 - ①土地利用規制
 - ②河川改修
 - ③護岸対策
 - ④雨水排水施設の整備
 - ⑤砂防ダム
 - ⑥植生工等
 - 5) 早期予警報・避難体制の整備状況
 - ①情報伝達システム
 - ②数値解析及び予警報
 - ③指示命令連絡報告系統
 - ④避難経路及び避難場所の整備
 - ⑤コミュニティレベルの対応能力
 - ⑥NGO との連携状況等
 - 6) 応急対応の体制と実態（初動体制等）

(9) 当該地域の地滑り対策の現状と課題の把握

当該地域各国における地滑り対策の現状と課題を把握する。具体的には以下の項目を調査した上で地滑り対策分野の課題を整理する。

- 1) 国家レベルの防災政策・開発計画における地滑り対策の位置づけ
- 2) 地滑りに係るモニタリング体制
 - ①地すべりモニタリング機材の設置状況
 - ②運用維持管理状況
- 3) 地滑りに係るリスクの把握状況
 - ①危険判断基準
 - ②ハザードマップ整備状況等
- 4) 地滑り対策の取り組み状況（土地利用規制等）
- 5) 早期予警報・避難体制の整備状況
 - ①情報伝達システム
 - ②数値解析及び予警報
 - ③指示命令連絡報告系統
 - ④避難経路及び避難場所の整備
 - ⑤コミュニティレベルの対応能力
 - ⑥NGO との連携状況等
- 6) 応急対応の体制と実態（初動体制等）

(10) JICA 地域研修「中央アジア・コーカサス地域総合防災行政」の帰国後のアクションプランの取組状況確認

同研修は、モンゴルを除く当該地域各国の防災担当者を対象とし、日本の防災の知識や経験、蓄積してきた技術を提供するとともに、参加研修員が自国の防災対策の現状と課題を理解した上で、より良い防災体制を構築するための改善策を策定することを目的としている。この目的を達成するため、参加研修員は、所属機関における防災体制の改善策を記載した「アクションプラン」を各々作成している。

本業務では、事前に JICA より配布される業務対象国のカントリーレポートとアクションプランを基に、策定されたアクションプランの研修員帰国後の取組状況・課題をヒアリングにより確認する。アクションプランの実施状況が望ましくない場合には理由を特定する。

(11) 当該地域各国の防災主流化にかかる取り組み状況・ニーズの把握

JICA が支援を通じて防災の主流化を進めるにあたり、当該地域各国の現状を把握するため、運輸・交通、通信、水道、エネルギー、農業、食料、住宅、保健医療、教育、廃棄物管理等における現時点での取り組みの有無について情報収集を行う。

- ① 計画的・継続的な防災投資
- ② 災害を契機とした対策や措置の実施・強化
- ③ 複数セクターが協力する防災スキーム

また、防災主流化を進めるに当たり、以下の事項にかかる JICA による支援ニーズの有無について確認を行い、今後の JICA の協力方針を検討する際の参考とする。

- ① リスクリテラシーの向上に関する取り組みの推進
- ② 重層的で総合的な取り組みの推進
- ③ 継続的な災害アセスメントに基づく取り組みの改善

(12) 我が国の比較優位

当機構が当該地域各国に対する防災分野の協力案件を形成する際の参考として、対象災害分野に関し、日本に比較優位のある分野・課題および優先的に協力が必要な分野・課題・方法について取りまとめる。

(13) 上記を踏まえた防災セクター案件形成に資する情報の整理

対象地域各国における対象災害分野について上記情報を把握、整理し、分析した上で、防災行政・対策を担当する各機関等に対して報告書ドラフトの説明、協議、意見交換等を実施し、共通する課題を分析し、防災セクターの地域連携を促進する地域別研修や複数国を対象とする技術協力等の協力の可能性を検討し、具体的な事業案を報告書の最終版として JICA に提案する。

7. 成果品等

業務の各段階で作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(3) を成果品とする。なお、ファイナル・レポートの仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づくものとし、各成果品において電子データも併せて提出のこと。各報告書ドラフトの先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

なお、以下に示す部数は JICA へ提出する部数であり、それとは別にカッコ内に記載した部数は先方政府関係機関との協議に使用する、または提出する部数の目安とし、先方との協議を踏まえて部数を確定すること。

また、円滑に業務を実施するため、各報告書について露文版、モンゴル語版を作成し、簡易製本の上、適宜先方政府関係者と共有すること。ただし、露文版、モンゴル語版は参考としての位置づけとし、成果品は和文版とする。

(1) インセプション・レポート (IC/R) (簡易製本)

記載事項：調査の基本方針、方法、作業工程、要員計画等

(先方関係者への本件業務の目的等説明資料)

提出時期：業務開始時 (2015年11月中旬を想定)

部数：和文7部、露文12部、モンゴル語2部、電子データ

(2) ドラフト・ファイナル・レポート (DF/R) (簡易製本)

記載事項：現地業務の結果

提出時期：現地業務後2週間以内を目処 (2016年1月下旬を想定)

部数：和文7部、露文12部、モンゴル語2部、電子データ

(3) ファイナル・レポート (F/R)

記載事項：調査結果の全体結果

提出時期：DF/R 提出後 4 週間以内を目処（2016 年 2 月下旬を想定）

部 数：和文 7 部、露文 12 部（先方提出 8 部）、モンゴル語 2 部（先方提出 1 部）、

CD-R 16 部（先方提出 9 部）

注）報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、表現振りに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

(4) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、JICA 契約書様式共通仕様書第 7 条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題

イ 活動に関する写真

ウ 業務フローチャート

【第3 業務実施上の条件】

1. 業務工程

2015年11月より業務を開始し、2016年2月の終了を目処とする。業務行程、各調査報告書作成時期の目処は次表のとおり。

現地作業はそれぞれ3か国ずつ、2回に分けて実施することを想定している。

年 月	2015		2016		
	11	12	1	2	3
国内作業	■	■		■	
現地作業	■		■		
報告書類提出時期	▲IR			▲DFR	▲FR

IR: インセプション・レポート、DFR: ドラフト・ファイナル・レポート、
FR: ファイナル・レポート

2. 業務量の目途と業務従事者の構成 (案)

(1) 業務量の目途

合計 約 8.8M/M (現地業務 5.60MM、国内作業 3.20MM を想定)

(2) 業務従事者の構成 (案)

要員計画の構成分野 (案) を以下に示す。

なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

- (1) 総括／防災ガバナンス (2号)
- (2) 洪水対策／地滑り対策 (3号)
- (3) 地震対策
- (4) 防災啓発／コミュニティ防災

3. 現地再委託

現地での業務を効率的に行うに当たって、基礎資料の収集を現地のコンサルタント、研究機関等に再委託することを認める。その場合は、プロポーザルにその理由を付して、業務内容・数量等を提案すること。現地再委託に当たっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定および契約を行うこととし、再委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

4. 参考資料

(1) 公開資料

1) カザフスタン

過去の防災セクターでの協力にかかる以下の報告書が、JICA 図書館のウェブサイト (<https://libportal.jica.go.jp/fmi/xsl/library/public/Index.html>) で閲覧可能。

- ・ チーム派遣協力「アルマティ市における地震防災及び地震リスク評価に関するモニタリング向上」事前調査報告書 (2000年)
- ・ チーム派遣協力「アルマティ市における地震防災及び地震リスク評価に関するモニタリング向上」終了時評価調査報告書 (2003年)

- ・アルマティ市地震防災対策計画調査事前調査報告書（2007年）
- ・アルマティ市地震防災対策計画調査ファイナル・レポート（2009年）
- 2) キルギス
 - ・ビシュケクーオシュ道路雪崩対策計画準備調査報告書（2015年）
- 3) モンゴル
 - ・モンゴル国ウランバートル市地震防災能力向上プロジェクト（開発計画調査型技術協力）ファイナル・レポート（2013年）
- 4) アルメニア
 - ・地震リスク評価・防災計画策定プロジェクト詳細計画策定調査報告書（2008年）

(2) 配布資料

- 1) モンゴル
 - ・地震防災分野における防災プログラム形成支援調査ファイナル・レポート（2014年2月）

(3) 貸与資料

- 1) キルギス
 - ・道路防災対応能力強化技術協力プロジェクト詳細計画調査報告書（2015年）
- 2) 中央アジア・コーカサス地域
 - ・中央アジア・コーカサス総合防災行政コース
日程表、カントリーレポート（和文）、アクションプラン（露語）

貸与資料を希望される方は下記連絡先までご連絡ください。

<連絡先>

東・中央アジア部 中央アジア・コーカサス課
津覇ゆうい
TEL: 03-5226-6694（直通） FAX: 03-5226-6349
E-mail: Tsuha.Yui@jica.go.jp

(4) 補足情報

なお、キルギス「ビシュケクーオシュ道路雪崩対策計画」については、国際連携無償であるため、調査報告書等はない。

5. 便宜供与

本業務実施に当たり、コンサルタントは独自で業務を遂行することが求められているが、機構事務所の支援を必要とする場合は、以下の窓口より供与される予定。

国	窓口
カザフスタン	キルギス事務所及びアスタナ連絡所
ウズベキスタン	ウズベキスタン事務所
キルギス	キルギス事務所
タジキスタン	ウズベキスタン事務所
アゼルバイジャン	ウズベキスタン事務所
ジョージア	ウズベキスタン事務所

6. 調査報告書の提出

各種調査報告書は、コンサルタントが JICA 本部（東・中央アジア部）に提出する。提出の際には、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

7. 通訳備上費

業務実施上、必要に応じて現地にて通訳を雇用することを可とする。ロシア語⇄英語通訳、モンゴル語⇄日本語通訳、その他必要な通訳の現地備上に係る経費は見積りに計上すること。

8. 安全管理

現地作業期間中は安全管理及び安全確保に十分留意する。当地の治安状況については、外務省「海外安全情報ホームページ」等を通じて事前に情報収集するとともに、各国 JICA 窓口において十分な情報収集を行なうこと。

また、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。さらに、現地業務時には、事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について事務所と緊密に連絡をとること。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

9. 不正腐敗の防止

本業務の実施に当たっては、「JICA 不正腐敗防止ガイドンス（2014 年 10 月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以 上

